

# 令和8年度版 大分市移住者応援給付事業 大分市移住支援事業

◎担当部署 大分市 土木建築部 住宅課  
住宅活用担当班(本庁舎6階)  
◎電話番号 097-585-5072(直通)

- 申請日前1年以内に県外に住民票がありますか？
  - 住民票を移す直前に1年以上県外に在住していますか？
  - 移住する理由が、転勤や出向等ではありませんか
- ※その他要件有り

はい

いいえ

**✕ 補助の対象となりません**

- 【就職】①移住後の就業先は大分県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している法人ですか？  
②プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した就業ですか？

【テレワーク】所属先企業等からの命令ではなく、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行いますか？

- 【関係人口】①大分市への居住歴はありますか？  
②農林水産業に従事又は家業等へ就業しましたか？

【起業】本人等が起業する場合にあっては、申請日前1年以内に大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領の規定により実施する起業支援事業に係る起業補助金の交付決定を受けていますか？  
《起業についての相談は、おおいたスタートアップセンター097-537-9111》

※それぞれ他にも要件があります。



【共通】移住前の10年間のうち、5年以上大分県外にお住まいでしたか？

はい

いいえ

申請者は、次のいずれかに該当しますか

- ・申請年度の4月1日時点で、39歳以下である
- ・申請年度の4月1日において18歳未満である子を帯同した移住をしている。
- ・東京圏からの移住要件を満たす  
(条件不利地域等に該当せず、移住前は23区内に通勤していたこと)

いいえ

居住する住宅は？

- 住宅の取得(新築、マンション購入を含む)
- or
- 大分市住み替え情報バンクに登録された貸家

それ以外  
(実家・共同住宅の賃貸など)

大分市移住支援事業に係る  
移住支援金

はい

世帯 ⇒ 60万円  
単身 ⇒ 40万円  
子育て世帯 ⇒ +30万円

大分市移住者応援給付事業  
給付金

子育て・若年者世帯※ ⇒ 定額30万円  
それ以外の世帯 ⇒ 定額20万円

**✕ 補助の対象となりません**

※若年者世帯とは、申請する年度において39歳以下の方を含む世帯です。  
子育て世帯とは、申請する年度において18歳未満の子を含む世帯です。